陸運業の労働災害の動向と
荷役災害防止対策のポイント

令和５年２月３日（金）

陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部
安全衛生管理員　五十嵐　力

全国における陸運業の労働災害発生状況の推移

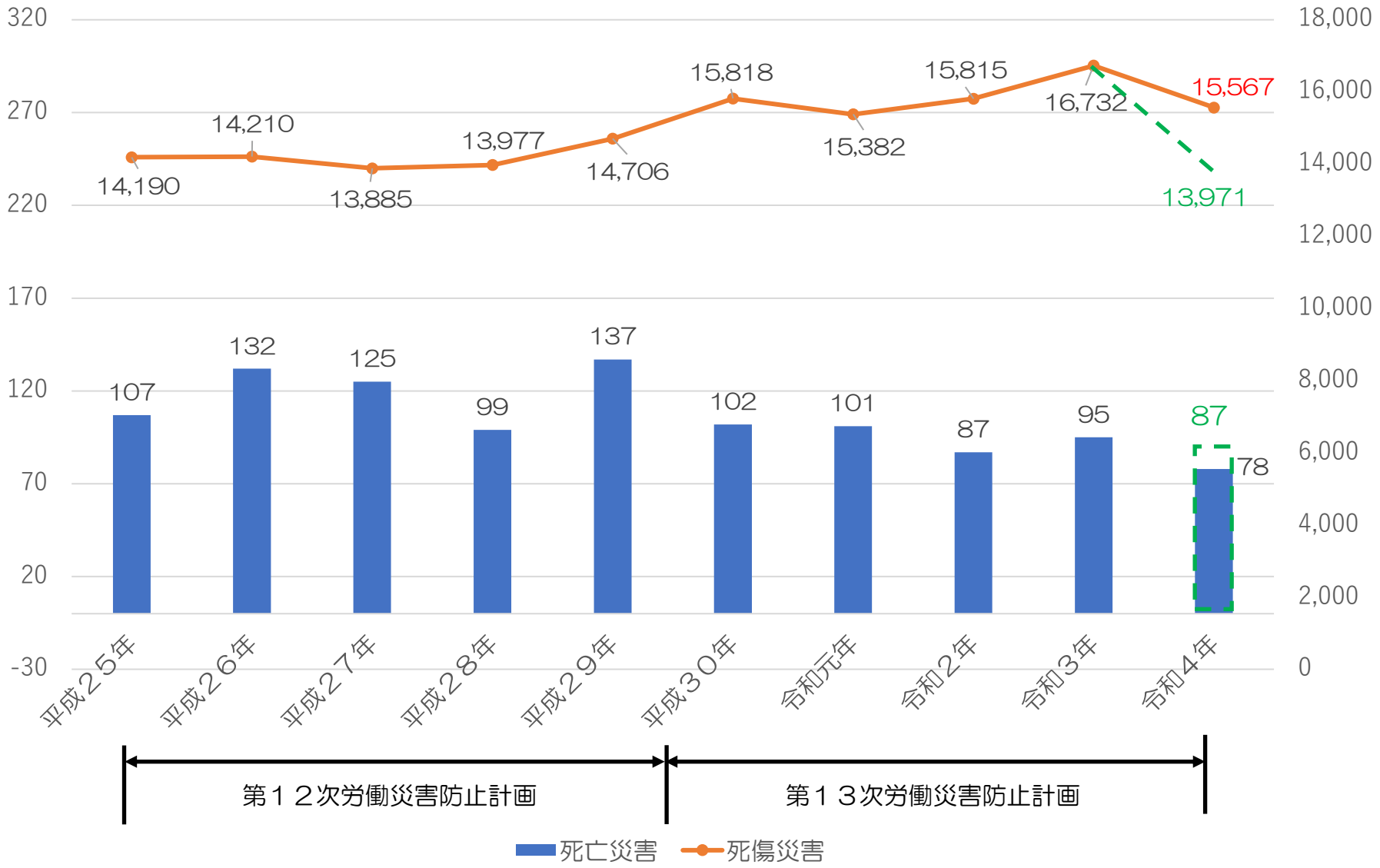

埼玉県における陸運業の労働災害発生状況の推移

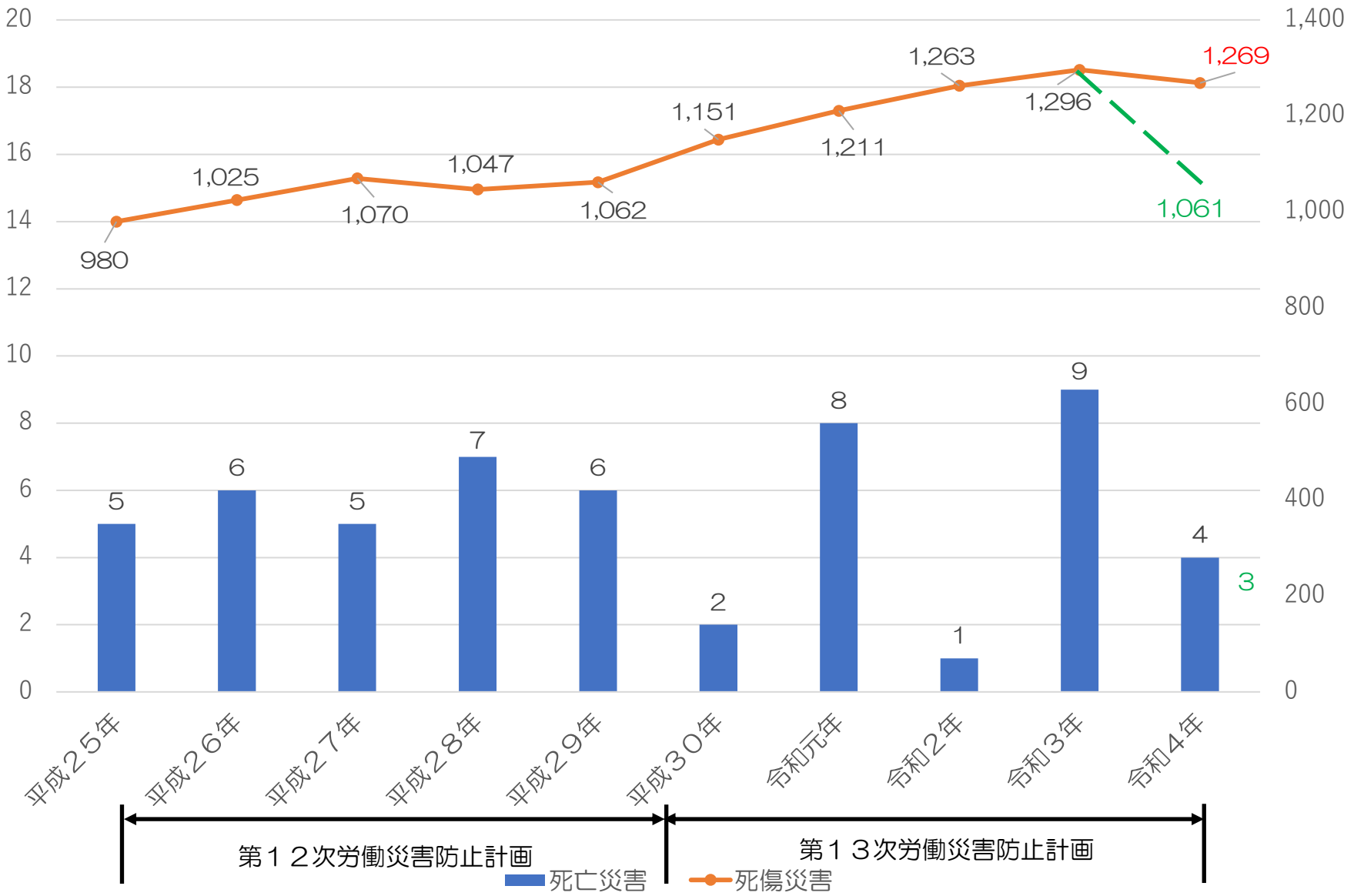

全国における陸運業の事故の型別労働災害発生状況

① 死亡災害（令和４年）速報値

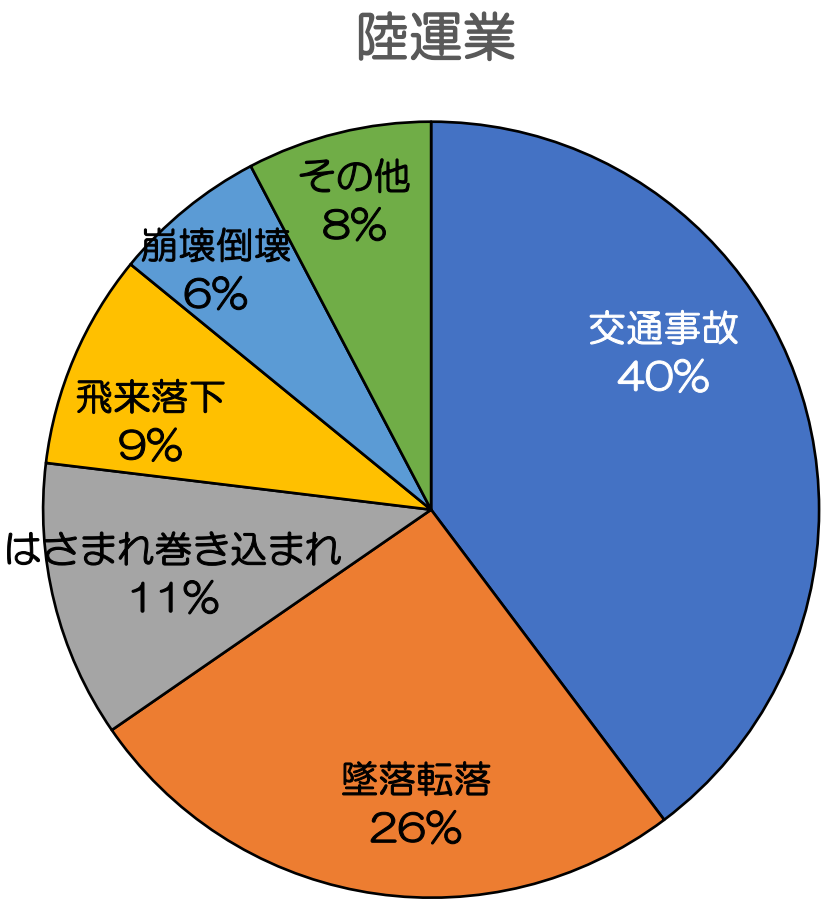

② 死傷災害(令和４年) 速報値

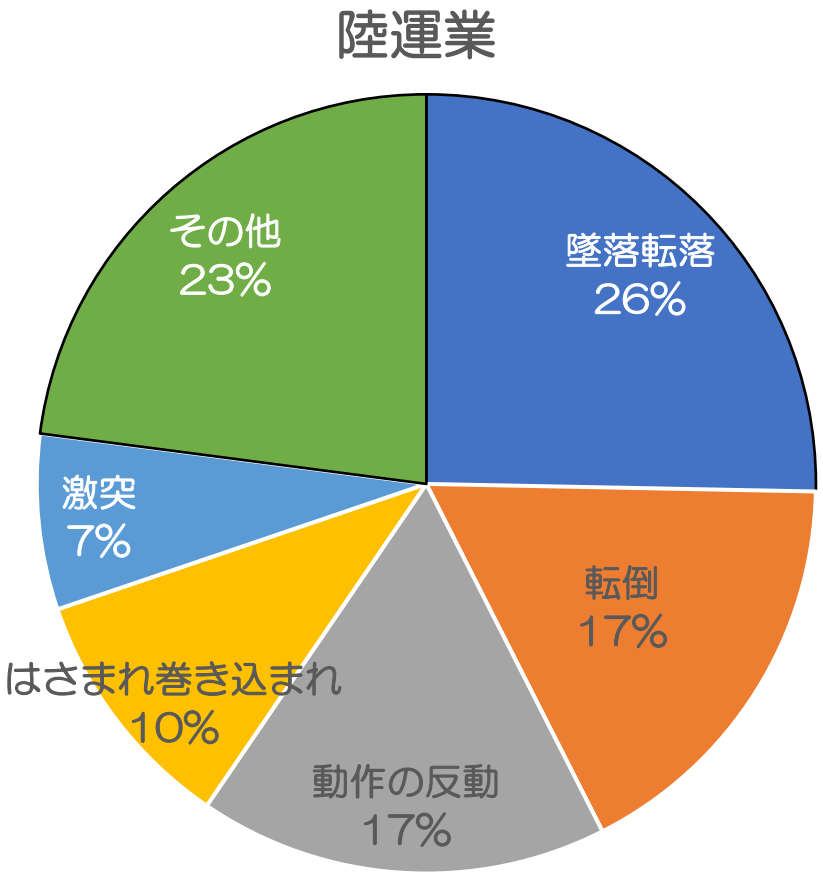

厚生労働省安全衛生部の資料による

陸運業の労働災害防止対策のポイント

死亡災害は、交通労働災害防止対策がポイント！

死傷災害は、荷役災害防止対策がポイント！

主要３業種における死傷労働災害発生状況の推移

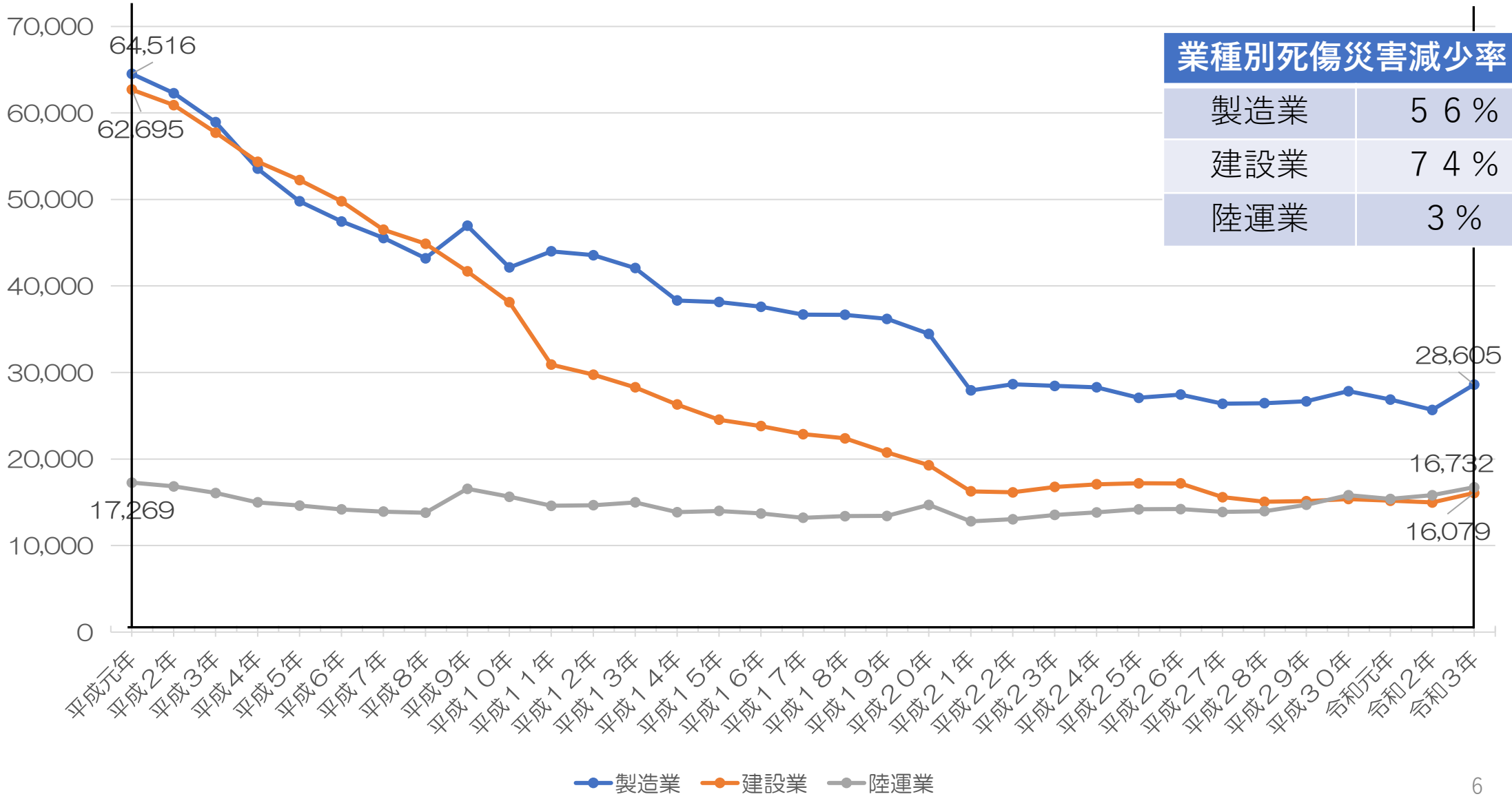

業種別死傷災害減少率	
製造業	５６％
建設業	７４％
陸運業	３％

主要３業種における死傷年千人率（令和３年）

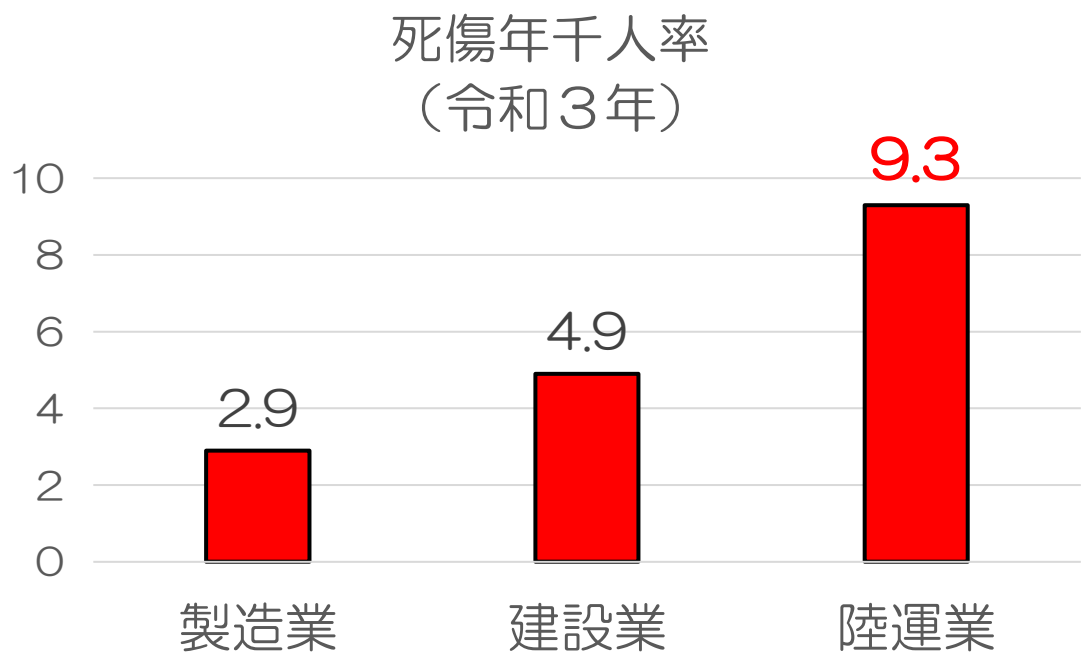

$$年千人率 = \frac{１年間の死傷者数}{１年間の平均労働者数} \times １，０００$$

令和３年　業種別死傷災害発生状況

製造業	建設業	陸運業
28,605	16,079	16,732

荷役災害事例（トラック荷台からの墜落・転落災害）

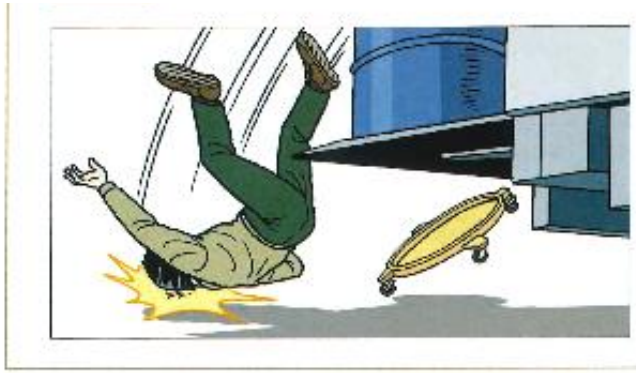

イラスト：厚生労働省「重大な労働災害を防ぐためには」

番号	発生状況	業種	事故の型
1	トラックから荷降ろし作業中に荷台後方から転落し、頭部をコンクリートの床に強打したもの。更に追って落下してきた荷（重量約350kg）の下敷きとなったもの。	商業	墜落・転落
2	貨物自動車（粉粒体運搬車）のタンクに牛の飼料を投入するため、高さ283cmのタンク上部に上り作業を行っていたところ、タンク上部より墜落、コンクリート地面に頭部を激突して死亡したもの。	陸運業	墜落・転落
3	事業場内駐車場において、最大積載量3,65トンのトラック荷台上に敷きつめてあったパレット上を荷台前方から最後部に向かって移動し、地上に降りるために最後部のあおりをつかんだところ、あおりが固定されておらず、外側に開いたため、前のめりの姿勢となって地面に転落したもの。保護帽未着用。	陸運業	墜落・転落

荷役災害防止対策のポイント

墜落時保護用の保護帽の着用

墜落制止用器具の使用

安全な昇降設備の使用

保護帽着用による効果（衝撃荷重の大きさ）

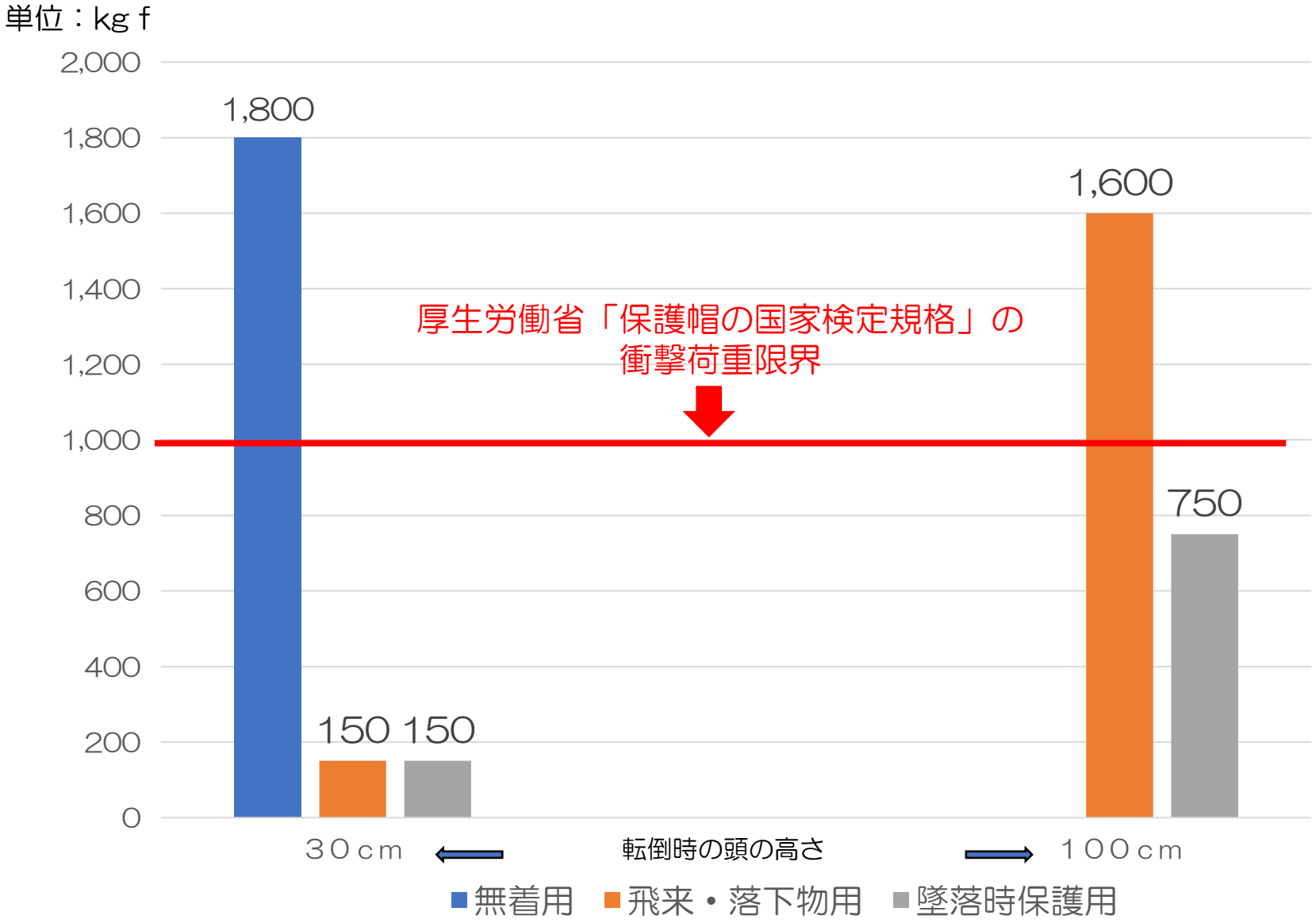

出典：厚生労働省「重大な労働災害を防ぐためには」

＜墜落制止用器具を使用しての作業の例＞

（拡大）

＜移動式プラットホームの例＞

＜昇降設備の例＞

（荷役安全設備マニュアル（パンフレット）より）

荷役災害事例（フォークリフト使用時の災害）

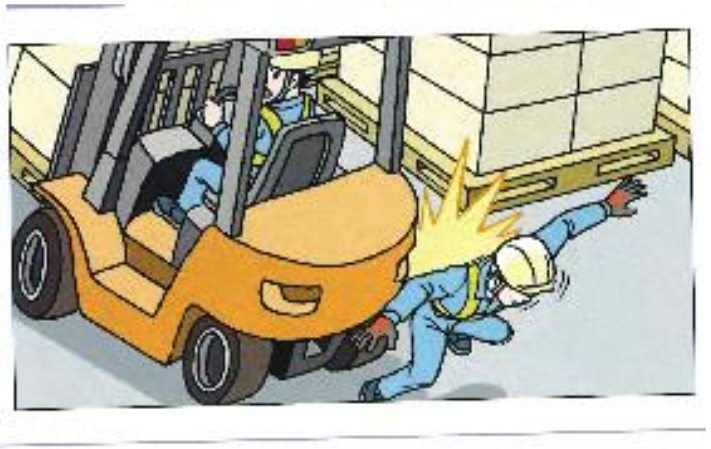

イラスト：陸災防「リスクアセスメントイラストシート」、厚生労働省「重大な労働災害を防ぐためには」

番号	発生状況	業種	事故の型
1	被災者は、運送業者のウイングボディ型トレーラーの荷台に積み上げられた導管を荷卸しするため、フォークリフトのフォークにパレットを挿して高さ約２．３mに上げ、上の導管をずらしてパレットに積む作業をしていたところ、地面に墜落したもの。	製造業	墜落・転落
2	配送先において、フォークリフト使用して荷物の搬入後、フォークリフトを降りてトラック側面のあおりを閉じようとしていたところ、坂道の途中で止まっていたフォークリフトが坂を下りだし、被災者はフォークリフトを止めようとしたが止められず、トラックの側面とフォークリフトに挟まれたもの。	陸上貨物運送事業	はさまれ・巻き込まれ
3	被災者が工場内の作業場所へ、徒歩で移動中、後方から走行してきたフォークリフトに激突されたもの。	陸上貨物運送事業	激突され
4	事業場内において、被災者は、酸洗するためのコイル状の伸線（約２ｔ）をフォークリフトにより運搬中フォークリフトが転倒し、運転席左側から外に放り出された被災者が転倒してきたフォークリフトのヘッドレスト部に頭部を挟まれたもの。	製造業	転倒

荷役災害防止対策のポイント

フォークリフトの用途外使用の禁止

フォークリフト停車時の逸走防止措置

歩行者とフォークリフト走行路の分離
（進行方向への安全確認）

投げ出されないようシートベルトの着用

2、ミラーを使って交差点での出会いがしら衝突防止対策

交差点接近（車・者）の事前確認

ドームミラー（十字路）

カーブミラー（T字路）

厚生労働省ホームページ：あんぜんプロジェクトより

交差点直前で一時停止、直視で安全確認

フォークリフト　ストップマーク

歩行者　ストップマーク

厚生労働省ホームページ：あんぜんプロジェクトより

フォークリフト安全ポスターデザインコンテスト

作品募集

募集期間

令和４年７月１日（金）～８月31日（水）

● 表彰点数

・埼玉労働局長賞　1点（副賞：商品券２万円）
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部長賞 1点（副賞：商品券２万円）
・公益社団法人建設荷役車両安全技術協会埼玉県支部長賞１点（副賞：商品券２万円）
・入賞：10点から20点

表彰作品については、**９月下旬頃に表彰**するとともに、埼玉労働局長賞等の受賞作品については**実施主体が作成するフォークリフト安全ポスターのデザインに採用**します。

● 趣旨

埼玉県は全都道府県中２番目にフォークリフト事故が多く、フォークリフトによる事故防止の徹底が課題となっています。

本コンテストは、**県民の安全意識の醸成**及び**事故防止の効果的な推進**を目的として実施します。

● 応募資格

埼玉県内に在住、在学又は在勤する者

● 募集テーマ

フォークリフトの正しい作業方法・作業手順の励行を呼びかけるポスターデザインを募集します。

下記項目を一つ以上含めたポスターデザインとしてください。下記項目以外の安全対策を含めても構いません。

①無資格運転の禁止
②歩行者とフォークリフト走行路の分離
③シートベルトの着用
④旋回・走行時の安全確認

● 問合せ・応募先

郵送又は電子メールにて応募ください。
〒330-6016　埼玉県さいたま市中央区新都心11-2
埼玉労働局労働基準部健康安全課内ポスターデザインコンテスト事務局
TEL：048-600-6206　メール：kenkouanzenka-saitamakyoku@mhlw.go.jp

応募する際は、必ずこちらから実施要項を御確認ください。

主催：埼玉労働局
　　陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部
　　公益社団法人建設荷役車両安全技術協会埼玉県支部
後援：株式会社埼玉新聞社

Safe work SAITAMA　厚生労働省　埼玉労働局

フォークリフト安全ポスターデザインコンテスト優秀賞受賞作品

埼玉労働局長賞

受賞者　あさちか様（さいたま市）

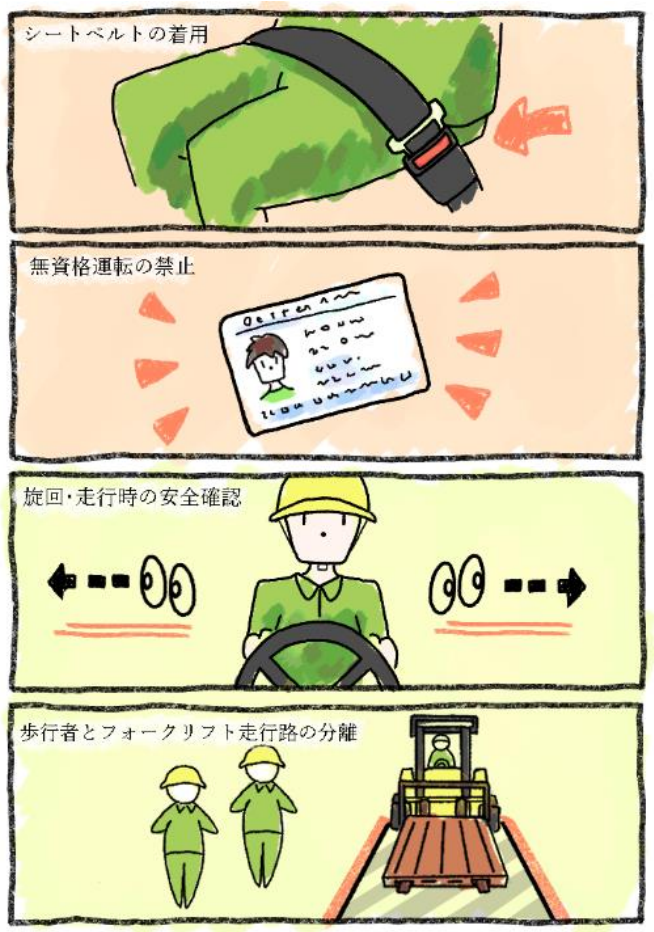

陸災防埼玉県支部長賞

受賞者　しばはら・ち様（比企郡）

建荷協埼玉県支部長賞

受賞者　岩﨑 亜矢様（さいたま市）

フォークリフト荷役技能検定試験

目　　的

フォークリフト運転者の安全・迅速・正確な荷役作業の技能を評価・認定し、
技能の向上を通じて荷役災害の防止を図るもの

技能の程度

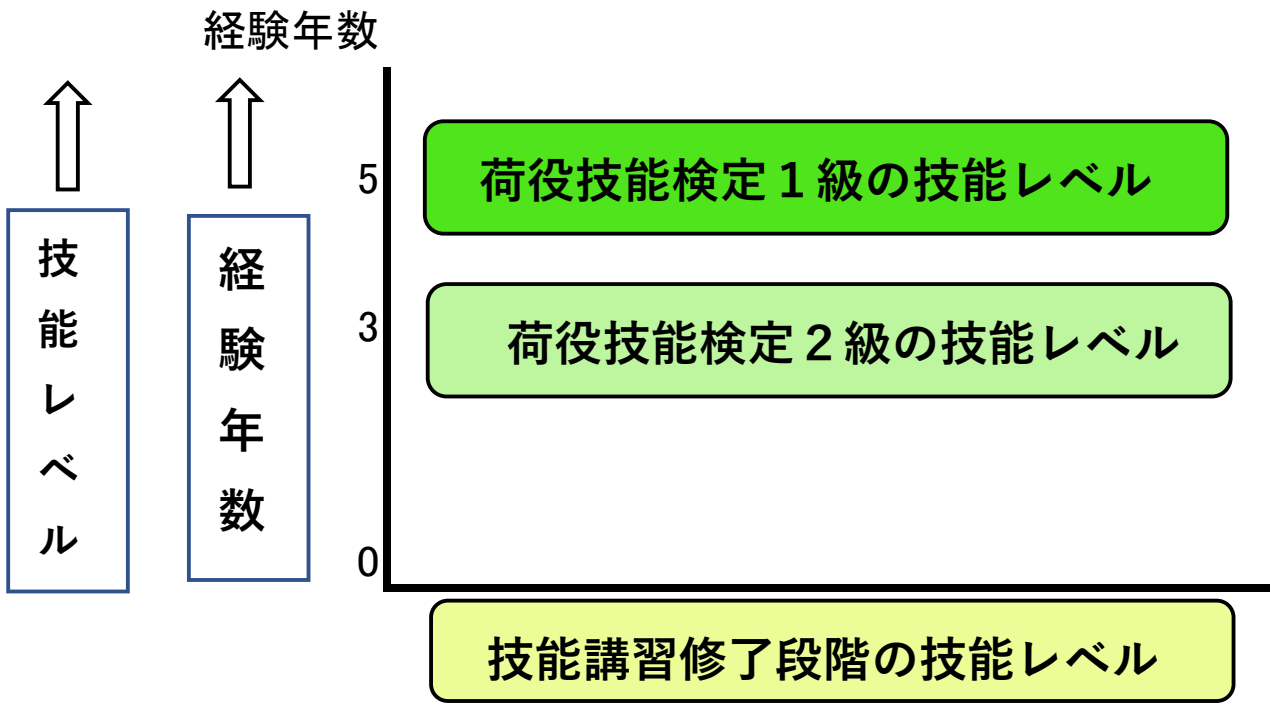

フォークリフト荷役技能検定２級試験の概要

試験科目と合格基準（カウンター部門・リーチ部門）

試験科目		試験内容の概要	配点
学科試験		荷役作業一般、関係法令及びフォークリフトの走行・荷役・力学についての基本的な知識（計50問、○×方式、 40分）【試験細目】	300点
実技試験	点検試験	試験内容：作業開始前点検（43項目）の各項目について点検を行う 【試験細目】【作業開始前点検項目】【作業前点検項目図】 試験時間：（カウンターバランス）標準6分、打切り10分、 （リーチ）標準５分、打切り１０分） 使用車種：カウンターバランス式フォークリフト リーチフォークリフト	200点
	運転試験	所定の運転コースで、適切な走行、運搬、積卸し作業を行う 【試験細目】【運転コースレイアウト】【運転操作手順】 試験時間：（カウンターバランス）標準5分30秒、打切り9分 （リーチ）標準５分、打切り９分 使用車種：最大積載量1.0～1.5tのカウンターバランス式フォークリフト(トルコン車)、最大積載量1.0～1.5tのリーチフォークリフト 使用積載荷重：500kg	500点

令和４年度　フォークリフト荷役技能検定２級試験結果

検 定 日

令和４年　８月２４日（水）
令和４年１０月１９日（水）

受検会場

令和４年　８月２４日（水）　北海道（学科）、岩手、秋田、福島、東京（学科のみ）、愛知、愛媛
令和４年１０月１９日（水）　北海道（学科）、宮城、埼玉、東京（学科のみ）、岐阜、静岡、福岡
令和４年１０月２１日（金）　北海道（実技）

試験実施結果

１　全国の検定結果

受検者	７６名
合格者	４５名
合格率	59.2%

２　埼玉県の検定結果

受検者	１５名
合格者	１２名
合格率	80.0%

陸運業にける荷役作業の安全対策に関する検討会 報告書

令和４年８月２６日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

委　員

公益関係 ４名、陸運事業者 １名、陸運業労働組合 １名、関係団体 ４名
オブザーバーとして、厚生労働省、国土交通省、関係団体の担当者

トラックの荷台からの墜落・転落による危険防止対策　提言（抜粋）

１　昇降設備設置の拡充

最大積載量が２トン以上の貨物自動車を、昇降設備の設置義務対象とし、その使用を徹底させる必要がある。

２　保護帽着用の対象拡充

最大積載量２トン以上の貨物自動車の荷役作業に従事する労働者を対象として保護帽の着用を義務付けることが有効である。

陸運業にける荷役作業の安全対策に関する検討会 報告書

令和４年８月２６日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

フォークリフト作業における安全対策　提言（抜粋）

２　フォークリフト作業に関する安全対策の充実

ア　フォークリフトのシートベルト使用の義務化

イ　フォークリフトの用途外使用の禁止

ウ　フォークリフト運転業務従事者の能力向上

なお、陸災防において平成27年度から実施している「フォークリフト荷役技能検定」は、能力向上に寄与するものであり、厚生労働省との連携により、一層積極的な取組を進めていただきたい。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案について（概要抜粋）

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大（安衛則第151条の67及び第151条の74）

昇降設備の設置義務及び当該貨物自動車において荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量５トン以上の貨物自動車から、２トン以上のものに拡大する等の改正を行う。

施行期日等

１　公布日　　令和５年３月下旬（予定）

２　施行期日　令和５年10月１日